

お知らせ

問長浜まちづくり株式会社
 (〒526-0059長浜市元浜町7-5、
 ☎65-3935、FAX65-3940、ホームページ <http://www.nagamachi.co.jp>)



問いぎない湖北定住センター
 (〒526-0056長浜市朝日町8-23、☎50-1019、
 FAX50-1018、ホームページ
<http://cohokstyle.shiga-saku.net>)

ながはま住宅再生バンク
 この制度は、長浜まちづくり株式会社が、まちなか(中心市街地エリア180ha)で暮らしたい人を応援するシステムです。
 まちなかで空き家(町家)・空き地をお持ちの人で売却または借地(借家)として利用してもらいたい人、中古住宅を購入または借りて住んでみたい人は、お気軽にご相談ください。
 このバンクに登録された空き家等の改修経費の一部を助成する長浜市の各種支援制度があります。

湖北空き家バンク
 いぎない湖北定住センターは、都市から湖北地域への移住を促進しようと活動する団体で、空き家バンクを開発しています。
 所有者などの意向をお聞きし、調査を行った空き家の情報はこのバンクに登録され、同センターの利用会員(移住希望者)へ提供されます。
 空き家バンクへの登録にあたっては、同センターが事前に地元自治会との調整を行うなど、空き家のあるコミュニティの活性化につながるよう努めます。空き家をお持ちの方は、同センターにご連絡ください。

空 家を有効活用しましょう

外国人住民に関する法律が変わります



7月9日から外国人住民に関する法律が変わり、外国人住民の「住民票」を新たに作成します。(外国人登録法は廃止されます。)

外国人住民の皆さんには、住民票に登録する内容を記載した「仮住民票」を今年5月中旬に郵送します。受け取られたら、必ず内容をご確認ください。

なお、送付する仮住民票の内容に誤りがある場合は、来庁いただき変更等の手続きをしてください。(内容に間違いがなければ特に手続きは必要ありません。)

《改正による主な注意点》

- 他の市町村に引越しする場合、外国人も日本人と同様に転出届をし、「転出証明書」の交付を受け、それを持って新しい住所で転入届をすることになります。(外国人登録証明書等のカードも必要です。)
- 短期滞在の人や在留資格がない人は住民票が作成されません。(仮住民票も送付されません。)

他にも様々な変更があります。詳細については総務省および法務省のホームページに掲載されていますのでご覧ください。また、専用のインフォメーションセンターも開設されています。

- 総務省『外国人住民に係る住民基本台帳制度について』
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html
- 法務省『日本に在留する外国人の皆さんへ 2012年7月9日(月)から新しい在留管理制度がスタート!』
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html
 『特別永住者の制度が変わります』
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html
- 外国人在留総合インフォメーションセンター(平日 8時30分~17時15分)
 ☎0570-013904 (IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

問 市民課 (☎65-6511)

お知らせ

街並み景観形成やにぎわいづくりを応援します

募集期間：4月12日(木)~26日(木)
 [次回は7月に公募予定]



伝統的な建築様式の建物を保存・活用し、魅力ある街並みを形成する事業や、商店街ににぎわいを創出し、誘客効果を高める事業に必要な経費の一部を助成します。

補助対象事業や対象者など詳細は、商工振興課(☎65-8766)まで問合せください。

* () 内：補助率・補助限度額

1 にぎわいの街づくり事業

商店街ににぎわいを創出するソフト事業
 (1/2・1回目100万円、2回目75万円、3回目50万円)
 ■対象区域：市全域

2 美しい観光地づくり推進事業

歴史・水辺・緑・芸術を活かした景観づくり
 (1/2・200万円)
 ■対象区域：市全域

3 伝統的街並み景観形成事業

①商業観光推進ファサード整備事業 (1/2・150万円)
 ②伝統的町家ファサード整備事業 (1/2・200万円)
 ③伝統的町家再生活活用等整備事業 (1/2・500万円)
 ■対象区域：①中心市街地の一部区域、②・③は中心市街地内の特定景観形成重点区域

4 歴史的建築物保存活用事業

歴史・文化的価値のある建築物の改修・活用 (1/2・1000万円)
 ■対象区域：市全域

新事業を応援します

新事業キックオフ&ゴール応援事業補助金

新事業への意欲のある中小企業者等が自ら行う事業や産業支援機関が行う中小企業者支援事業に対して、その経費の一部を補助します。

《補助対象事業》

- キックオフ応援ステージ補助：研究開発、アイデアの技術的可能性、事業化可能性を検証するための調査研究事業
 ※新事業に対して条件があります。
- ゴール応援ステージ補助：新商品等の市場化、販路開拓に関する事業
- キックオフ&ゴール応援促進補助：産業支援機関が中小企業支援のために行う異業種・農工商等マッチングや販路開拓に関する事業

《補助対象者》

- キックオフ応援ステージ補助及びゴール応援ステージ補助の場合：市内に本社または、事業化の拠点を有する中小企業者等
- キックオフ&ゴール応援促進補助の場合：市内の商工会議所・商工会、社団法人等の産業支援機関

《補助率・補助限度額》

- キックオフ応援ステージ補助：補助率 3/4 補助限度額200万円/件
- ゴール応援ステージ補助：補助率 2/3 補助限度額200万円/件
- キックオフ&ゴール応援促進補助：補助率 2/3 補助限度額300万円/件
 (海外市場開拓支援の場合：補助率3/4)

《補助期間》 交付決定日から平成25年3月31日まで

《申請期間》 5月8日(火)から5月14日(月)まで

※公募案内・申請書様式は市ホームページからダウンロード可

申 商工振興課 (☎65-8766)

《補助金説明会の開催》

【と き】 4月17日(火)

13時30分~

【と ころ】 市役所本庁別館

4階 第4会議室